四分律第一結集記事の問題点

井　上　博　文

はじめに

現在伝わっている律文献には等しく結集と呼ばれる記事が記載されている。律蔵は仏教教団の規則の集成であるので、仏説であることにこだわりを見せる。しかし、この結集記事は律蔵に記載されながらも仏説ではないという立場をとる点で異彩をはなっている。この記事に関しては古くから、その歴史性をめぐって賛否両論の議論が展開された。[①] 現時点においては、律文献に結集が等しく記されている点、内容が概ね一致する点などを考慮すれば、結集の歴史性を否定することは困難と思われる。しかし、議論の焦点の一つとなった『涅槃経』と律蔵の第一結集記事の一連性に関しては今だ問題が残る。『涅槃経』においてブッダが亡くなり、結集記事において彼の教法と律が合誦されるという話題は、一見すると筋の通ったものである。しかし、双方の記事は「経」と「律」という性質を異にする文献に記されている。この点に関して、かつて『涅槃経』と結集記事は一連であり、それが経蔵と律蔵に分類されたものだとの見解も出された。[②] しかし、例えばパーリ文献における『涅槃経』と結集記事を比較してみると、両者の関係は、一連というよりも結集記事が『涅槃経』を引用して、その話題の内容を発展させているという関係が伺える。[③] よって『涅槃経』は第一結集記事の背後にある仏典の一つと見ることができる。この関係に関して、『遊行経』と『四分律』における第一結集記事の関係においても同様の現象がみられる。また、パーリ律第一結集記事に焦点を当てるならば、そこで合誦されたとされる経や律は現存するパーリ文献と非常によく一致する。また、各部派の律の構成内容と第一結集記事で合誦されたものとを照らし合わせれば、結集で合誦されたものが現存する律の記述とほぼ同様であることがわかる。この点に関しては、第二結集記事でも同様の傾向が見られる。十事を否定するに当たり、根拠とした律の記述は、やはり現存のものと一致する。よって、パーリ律第二結集はパーリ律に根拠を辿ることができる。この点は『四分律』にあっても同様である。さらに結集記事が歴史的なものとするならば、本来そこで合誦されたことは想定し得ない論蔵が記されている場合[④]もある。以上の点を考慮すれば、律蔵に記される結集記

事は、各部派がそれぞれの意思のもとに、任意で独自の見解を盛り込むことができた可能性を想定することができる。以上の研究を進める場合、『涅槃経』と結集記事の比較が重要になるが、現時点では部派の明確な『涅槃経』と律蔵は、パーリ上座部と法蔵部である。パーリ上座部は長部経典第十六経パーリ『涅槃経』と律の五百犍度との比較が可能である。また、法蔵部の場合は長阿含経の『遊行経』と『四分律』との比較が可能である。『遊行経』と『四分律』は訳者も仏陀耶舎と竺仏念と同じであるので⑤、比較対象としては有効である。

本研究では『遊行経』と『四分律』における第一結集記事の関係及び、『四分律』第二結集も含めた結集記事の役割を検討し、『四分律』第一結集記事の有する問題点を明確にすることを目的とする。

I　結集記事の特殊性

『四分律』「集法毘尼五百人⑥」（以下『四分律』第一結集）の内容は、他の律蔵に記される第一結集記事の内容と大きく異なるということはない。時間設定はブッダの般涅槃直後であるし、結集提唱者、法合誦者、律合誦者も他文献と同様である⑦。しかし、内容を詳細に見ると、他律との相違点は非常に多く見られる。また、記事の構成も異なっている。つまり、各律に記される結集記事はそれぞれが異なった部分を有しており、このことから結集記事はそれぞれ独自性を自ら主張していると考えられるのである。この点は律蔵の中にあっては、仏説という立場をとらないことと同様に極めて特殊と言える。また、結集記事の特殊性を示すものとして、パーリ律の註釈書である*Samantapāsādikā*に象徴的な記述を見いだすことができる。*Samantapāsādikā*の律註釈に関する立場は以下の通りである。

【資料１】

tattha vuttaṃ yena yadā yasmā cā 'ti idam tāva vacanaṃ *tena* samayena buddho *bhagavā verañjāyaṃ viharatīti* evamādivacanaṃ sandhāya vuttaṃ. idaṃ hi buddhassa bhagavato attapaccakkhavacanaṃ na hoti, tasmā vattabbam ev' etaṃ idaṃ vacanaṃ kena vuttam, kadā kasmā ca vuttan ti. āyasmatā Upālittherena vuttaṃ taṃ ca pana paṭhamamahāsaṅgītikāle. paṭhamamahāsaṅgīti nāma c' esā kiñcāpi pañcasatikasaṅgītikkhandhake suvuttā, nidānakosallatthaṃ pana idhāpi iminā nayena veditabbā. (*Samantapāsādikā* I, pp.3-4)

「それにより（yena）、その時（yadā）、それ故に（yasmā）説かれた」と、そこ（律）では説かれている。まず、この言葉は「その時、ブッダ世尊はヴェーランジャーに住しておられた」と、これらのようなものを初めとした言葉に関して説かれている。実にこれはブッダ世尊の自らの言葉ではない。それ故にこれは、「この言葉は何により（kena）、何時（kadā）、何故（kasmā）説かれたのか」と説かれているが、しかし、それは尊者ウパーリによって第一大結集の時に説かれ

たのである。第一大結集というこれは、五百結集犍度によく説かれているけれども、因縁を明らかにするために、ここでまたこのことに関して知らしめるべきである。

以上のように *Samantapāsādikā* は律蔵が第一結集において説かれたとし、それがブッダ自らの言葉でなくウパーリによるものと述べている。この観点から見るならば、同じ律蔵に記載される結集記事は誰によって成されたものであるのかが不明になる[8]。つまり第一結集記事はブッダからの制約も、ましてウパーリからの制約も受けていない。この点は『四分律』第一結集も同様である[9]。例えばパーリ律第一結集と『四分律』第一結集を比較すれば内容、構成面で明確な相違点がある。この相違は、各部派の律文献及び結集記事制作者による任意性を伺うことができるものだと考えられる。以下では『四分律』第一結集の内容を概観し、パーリ律第一結集と比較する。

II 『四分律』第一結集の構成

先述したように、『四分律』第一結集は、他の第一結集記事に比して、内容、構成面で相違点を有する。以下では、パーリ律第一結集と『四分律』第一結集の内容を比較する。まずパーリ律第一結集の構成を列挙する[10]。

1．マハーカッサパによる結集開催の決意
2．結集場所（王舎城）の決定
3．アーナンダ阿羅漢になる
4．結集開催―ウパーリに律を問う―
5．アーナンダに法を問う
6．小々戒の議論
7．アーナンダの罪
8．プラーナの結集拒否
9．チャンナについて
10．ウデーナ王の庭園にて[11]
11．チャンナ阿羅漢になる

次に『四分律』第一結集の構成を列挙する。

Ⅰ．仏般涅槃直後[12]
II．大迦葉による結集開催決意の理由[13]
III．阿難の結集参加に対する大迦葉の反対[14]

IV. 結集場所（王舎城）の決定
V. 阿難阿羅漢になる[15]
VI. 結集開催
VII. 雑砕戒の議論
VIII. 阿難の罪
IX. 優波離に律を問う
X. 阿難に法を問う
XI. 富羅那の異論[16]

一見してわかるように、両結集記事は構成面においては、共通する部分と異なっている部分とが混在している。以下では『四分律』第一結集の内容、構成に関してパーリ律第一結集と対比しつつ検討する。

III 『四分律』第一結集による『遊行経』の引用形態

上記『四分律』第一結集の構成Ⅰ～XIとパーリ律第一結集の構成1～11を全体を通して比較してみると、両記事の間には、『涅槃経』の引用方法に明確な相違点がある。パーリ律第一結集はマハーカッサパの回想場面から始まる。

【資料2】

atha kho āyasmā Mahākassapo bhikkhū āmantesi: ekaṃ idāhaṃ āvuso samayaṃ Pāvāya Kusināraṃ addhānamaggapaṭipanno mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi. athakhv āhaṃ āvuso maggā okkamma aññatarasmiṃ rukkhamūle nisīdiṃ. tena kho pana samayena aññataro ājīvako Kusinārāya mandāravapupphaṃ gahetvā Pāvaṃ addhānamaggapaṭipanno hoti. addasaṃ kho ahaṃ āvuso taṃ ājīvakaṃ dūrato 'va āgacchantaṃ, disvāna taṃ ājīvakaṃ etad avocaṃ: (*Vinaya*. II p.284)

その時、尊者マハーカッサパは比丘らに告げた。

「友らよ、私はある時五百人の大比丘衆とともにパーヴァーよりクシナーラに向かう旅路にいました。友らよ、そこで私は道より入ってある木の根に座りました。その時、あるアージーヴァカ教徒がクシナーラよりマンダーラヴァの花をもって、パーヴァーに向かう旅路にいました。友らよ、そして私はそのアージーヴァカ教徒が遠くより来るのを見ました。そのアージーヴァカ教徒を見て、次のように言いました。

上記【資料2】は、パーリ『涅槃経』からの引用があり[17]、その部分を巧みにマハーカッサパ

の言葉に置き換え、時間設定がパーリ『涅槃経』と重ならないように配慮されており、ブッダ般涅槃直後というパーリ律第一結集の冒頭文に相応しくなるように設定されている。このようにして結集開催の動機になったスバッダの暴言までのパーリ『涅槃経』引用部分を一括でマハーカッサパの回想場面とし、彼の言葉として語らせている。ところが、『四分律』第一結集は、異なった引用手法を用いる。『四分律』第一結集の冒頭はブッダの般涅槃直後という時間設定をパーリ律第一結集に比してより強調した内容となっている。

【資料３】

爾時世尊。在拘尸城末羅園娑羅林間般涅槃。諸末羅子。洗佛舍利已。以淨劫貝裹。復持五百張疊次而纏之。作鐵棺盛滿香油。安舍利置中。以蓋覆上。復作木槨。安鐵棺著中。下積衆香薪。時末羅子中為標首者。持火然之。時天即滅火。餘大末羅子。展轉皆以大炬然之。時天亦皆滅之。阿那律語末羅子。不須乃爾疲苦。諸天滅汝等火。即問阿那律言。大德。諸天何故滅火。答言。摩訶迦葉。在波婆拘尸城。兩國中間在道行。與大比丘衆五百人俱。彼作是念。我當得見未燒佛舍利不耶。諸天知迦葉心如是念。以是故滅火。(大正22 p.966a-b)

その時、世尊は拘尸城の末羅園の娑羅林間で般涅槃された。末羅族の子たちは。仏の舍利を洗い終わって、清らかな劫具で包み、また、五百枚の布で次々に包んだ。鉄棺を作り、香油を満たし、中に舍利を安置した。蓋で上を覆い、また、木の槨を作り、中に鉄棺を安置し、下に香の薪を積んだ。その時、末羅族の子の中に、標首がおり、火を持ち燃やした。その時、天が即座に火を消した。他の多くの末羅族の子は、代わる代わる皆、大きな火で燃やした。その時、天はまたすべて消した。阿那律が末羅族の子に話した。

「そんなに苦労することはありません。天たちがあなた方の火を消してしまいます」

そこで阿那律に問うた。

「大徳よ、天たちは何故に火を消してしまうのですか」

答えた。

「摩訶迦葉が、大比丘衆五百人とともに、波婆と拘尸城の両国の中間の道を進んでいます。彼は次のように考えています。『私はまだ焼かれていない仏の舍利を見ることができるだろうか』と。天たちは迦葉の心を知り、そのように考えました。それ故に火を消したのです」

以上が『四分律』第一結集の冒頭文である。パーリ律第一結集のようにマハーカッサパによる回想場面から始まるのではなく、仏の般涅槃直後で、まだ火葬されていない段階という時間設定である⑱。よってパーリ律第一結集とは厳密には異なった時間となる。加えて言えば、パーリ律第一結集は、『四分律』第一結集に比して時間が曖昧になる。引用手法として『四分律』第一結集に対応する『遊行経』の記述は、パーリ文献のようにすべてが一致するわけではなく、

文言が編集、要約された上で引用されている。まず最初の「爾時世尊。在拘尸城末羅園娑羅林間般涅槃」という仏の般涅槃について一言でまとめたような一節は『遊行経』には用意されていない。これは、仏がどこで般涅槃されたのかを『四分律』の読み手に伝える意図があると考えられる一節である。よってこれ以降が引用になる。『遊行経』の対応箇所を挙げる。

【資料４】

時諸末羅即共入城供辦葬具已。還到天冠寺。以淨香湯洗浴佛身。以新劫貝周匝纏身。五百張疊次如纏之。内身金棺灌以香油。奉擧金棺置於第二大鐵槨中。栴檀木槨重衣其外。以衆名香而積其上。時有末羅大臣名曰路夷。執大炬火欲燃佛積。而火不燃。又有大末羅次前燃其積。又火不燃。時阿那律語諸末羅言。止止諸賢。非汝所能火滅不燃。是諸天意。末羅又問。諸天何故使火不燃。阿那律言。天以大迦葉將五百弟子。從波婆國來今在半道。及未闍維欲見佛身。天知其意故火不燃。末羅又言。願遂此意。(大正1，p.28b-c)

その時、末羅の者たちは、ただちにともに城に入り、葬具を用意し終わると、天冠寺に引き返して行った。清浄な香湯で仏の身体を洗浴し、新しい劫具で身体の周囲を包み、五百回同じように包んだ。身体を金の棺の中に入れ、香油を注いで金の棺を持ち上げ第二の大きな鉄の槨の中に置き、栴檀の木の槨を重ね、その外側をおおい、多くの名香をその上に積んだ。その時、末羅の大臣に路夷という者がいた。大きな火をとって、仏の薪の堆積を燃やそうと思ったが、火は燃えなかった。また、偉大な末羅の者も次に進んでその堆積を燃やそうとしたが、また火は燃えなかった。その時、阿那律は末羅たちに語りかけた。

「賢者たちよ、おやめなさい。あなた方にできることではありません。火が消えて燃えないのは天たちの意向なのです」

末羅はまた問うた。

「天たちは何故火を燃えさせないのですか」

阿那律は言った。

「大迦葉が五百人の弟子とともに波婆国より今半ばの道中にいます。まだ闍維されていない仏の身体を見たいと思っています。天は彼の意向を知っているから火は燃えないのです」

末羅はまた言った。

「彼の意向を遂げようと思います」

【資料３】【資料４】は「天が火を滅する」「火が燃えない」等、表現方法に相違点があるが、内容は概ね一致している。しかし、【資料３】は【資料４】に比して要約された内容となっている。例を挙げると、

①「諸末羅子。洗佛舍利已」

これは、末羅族の子らが仏の「舎利」を洗うという一節であるが、【資料4】の『遊行経』では「時諸末羅即共入城供辦葬具已。還到天冠寺。以淨香湯洗浴佛身」となっており、「香湯」で仏の「身」を洗うという表現がなされている。よって【資料3】『四分律』第一結集の方が簡潔に述べられていることがわかる。そもそも『涅槃経』類の中で「ブッダの遺体を香油で洗う」という表現は『遊行経』以外には見られないものである。よってパーリ律第一結集にも記されていない。しかし、『遊行経』と『四分律』第一結集に同様の記述があることから、法蔵部ではこのことは通説であったのであろう。

②「時末羅子中為標首者。持火然之。時天即滅火。餘大末羅子。展轉皆以大炬然之。時天亦皆滅之」

これは、仏の火葬堆積に火をつけようとする場面であるが、【資料3】『四分律』第一結集では最初に火をつけようとしたのは、末羅の「標首」となっている。これに対して【資料4】『遊行経』では「末羅大臣名曰路夷」というように「路夷」という固有の大臣の名が出されている。つまり『遊行経』で固有の人物として限定されているものが、『四分律』第一結集において一般化されている。同様の例は他にもある。上記Ⅰの『遊行経』引用部分とⅧ中の阿難の罪の中の二ヶ所に見られる。ここではⅠの部分から引用する。

【資料5】

時大迦葉。見世尊足下輪相垢汚。即問阿難。世尊顔容端政身作金色。誰汚足下輪相。阿難答言。大德迦葉。女人心軟。前禮佛時泣淚墮上。手捉汚世尊足。(大正22，p.966c)

その時大迦葉は、世尊の足下の周囲が汚れているのを見た。そこで阿難に問うた。

「世尊のお姿は端正で、お身体は金色です。誰が足下の周囲を汚したのですか⑲」

阿難は答えた。

「大德迦葉よ、女人は心が軟弱です。仏の（遺体）のところに進んで、礼拝する時に涙を落としてしまい手で取りましたが、世尊の足を汚してしまいました⑳」

これに対して『遊行経』の記述は以下の通りである。

【資料6】

時大迦葉適向香積。於時佛身從重槨内雙出兩足。足有異色。迦葉見已怪問阿難。佛身金色。是何故異。阿難報曰。向者有一老母悲哀而前手撫佛足。淚墮其上故色異耳。(大正1，pp.28c-29a)

その時、大迦葉はちょうど香木の堆積の方を向いていた。その時、仏の身体は何重もの槨より両足を二本とも出していた。足は変わった色になっていた。迦葉はそれを見ると、怪しんで阿難に問うた。

「仏のお身体は金色です。何故変わった色になったのですか」

阿難は答えた。

「さきほど一人の老婆がいて、悲しみながら進み出て、仏の足を撫でました。涙がその上に落ちて変わった色になってしまいました」

以上のように、【資料５】【資料６】は、大迦葉が阿難に「誰が仏の足を汚したのか」と問う場面である[21]が、『遊行経』の記述は、「佛身金色。是何故異」というように、「仏の身体は金色であるのに、何故変色しているのか」と問うている。つまり、『遊行経』では、仏の足が変色したことが人為的なものであることを、最初大迦葉は知らなかったという設定であることに対し、『四分律』第一結集では、これが人為的なものであったことが前提になっている。そのことは、『遊行経』の訳語「異色」、『四分律』の訳語「汚」というように訳語の相違にも表れている。そして、『四分律』第一結集では、「女人は心が軟弱であるため、涙で汚してしまった」と、仏の足を汚した人物を「女人」と一般化して述べている。しかし、『遊行経』では「阿難報曰。向者有一老母悲哀而前手撫佛足。涙墮其上故色異耳」というように女性一般ではなく、「老母」と限定されている。やはり『四分律』第一結集が『遊行経』の内容を要約、発展させていると考えられる[22]。

以上が『四分律』第一結集による『遊行経』の引用手法である。第一結集記事による『涅槃経』引用は、ブッダ般涅槃直後の時間設定を根拠づける目的があると考えられる。『四分律』とパーリ律は異なった『涅槃経』の引用法を用いており、それは各部派の任意であったと考えられる。また、それによって『四分律』第一結集とパーリ律第一結集の間に、わずかながら時間差が生じているのである。

IV　雑砕戒の議論

『四分律』第一結集は以上のような手法で『遊行経』を引用している。『遊行経』引用箇所は上記以外には上記Ⅶ. 雑砕戒の議論、Ⅷ. 阿難の罪に見られる[23]。これらは諸本ほぼ一致して伝えていることから、結集記事には必要な内容であったと考えられる。しかし、記事の構成要素としては、それぞれが決定した位置に配置されているわけではなく、移動可能要素である。つまり、ブッダの般涅槃直後から結集開催という時間設定は移動不可能であることに比して、これらは結集記事を形成するにあたり、各部派の裁量で効果的な位置に配備することが可能な箇所であったと考えられる。例えばパーリ律第一結集では上記のようにウパーリに律、アーナンダに法を問うた後、小々戒の議論がなされ、アーナンダの罪が問われるという流れをとる。しかし、『四分律』第一結集では、結集開催の後、まず雑砕戒の議論がなされ、阿難の罪を問い、

その後律と法が問われるという流れを辿る。また、雑砕戒の議論と阿難の罪はつながった記事であるが、それぞれ概念が少しずつ異なっている。以下で検討する。

まず、Ⅶ. 雑砕戒の議論であるが、パーリ律第一結集では上記６．小々戒の議論として記されている。議論の内容は以下の通りである。

【資料７】

その時、尊者アーナンダは長老比丘たちに次のように言った。

「尊者たちよ、世尊は般涅槃の時に、私に次のようにおっしゃいました」

『アーナンダよ、サンガが願えば、私のいなくなった後、小々戒は除いてもよい[24]』

「しかし、友アーナンダよ、あなたは世尊に「世尊よ、小々戒とは何ですか」と問いましたか」

「尊者よ、私は世尊に「世尊よ、小々戒とは何ですか」と問うていません」

ある長老は次のように言った。

「四つのパーラージカを除いて、残りが小々戒です」

ある長老は次のように言った。「四つのパーラージカを除いて、十三のサンガディセーサ（僧残）を除いて、残りが小々戒です」

ある長老は次のように言った。「四つのパーラージカを除いて、十三のサンガディセーサを除いて、二つのアニヤタ（不決定）を除いて、残りが小々戒です」

ある長老は次のように言った。「四つのパーラージカを除いて、十三のサンガディセーサを除いて、二つのアニヤタ除いて、三十のニッサギヤ・パーチッティヤ（捨堕）を除いて、残りが小々戒です」

ある長老は次のように言った。「四つのパーラージカを除いて、十三のサンガディセーサを除いて、二つのアニヤタ除いて、三十のニッサギヤ・パーチッティヤを除いて、九十二のパーチッティヤ（波逸提）を除いて、残りが小々戒です」

ある長老は次のように言った。「四つのパーラージカを除いて、十三のサンガディセーサを除いて、二つのアニヤタ除いて、三十のニッサギヤ・パーチッティヤを除いて、九十二のパーチッティヤを除いて、四つのパーティデーサニヤ（悔過）を除いて、残りが小々戒です」

その時、尊者マハーカッサパはサンガに告げた。「友らよ、サンガは私の言うことを聞いてください。我々のシッカーパダ（戒）は在家者に関係するものであり、また在家者は、これはあなた方修行者、釈迦族の子らに適当である、これはあなた方に適当でないと知っているでしょうか。もし、我々が小々戒を捨てるなら、次のように語る者が現れるでしょう。「修行者ゴータマが弟子たちのためにシッカーパダを定めたのは火葬の時です。師が彼らのためにいる時は、その間は彼らはシッカーパダを学びました。師が般涅槃して以後、今や彼らは戒を学んでいません」もし、サンガが時期適切であれば、サンガは制せられてないものを示さず、制されたものを断じてはな

りません。制された戒を受持しているべきです。以上が白です。(*Vinaya*.II pp.287-288)

これに対して、『四分律』第一結集の雑砕戒の議論は以下の通りである。

【資料8】

その時、阿難は立ち上がって右肩を出し、右膝を地面につけ、合掌して大迦葉に次のように言った。

「私は親しく仏より聞き、仏の言葉を記憶しております。自らは、今はすでに去られてしまいましたので、比丘たちのために雑砕戒を捨てましょう」

迦葉は問うた。

「阿難よ、あなたは世尊に何が雑砕戒か問いませんでした」

阿難は答えた。その時、私は頼る方を失い、無くしてしまうことを嘆き、憂いておりましたので、世尊に何が雑砕戒かを問いませんでした」

その時、比丘たちは皆次のように言った。

「来てください。私があなたに雑砕戒を語ってあげましょう」

中には次のように言う者もいた。

「四波羅夷を除いて、残りが雑砕戒です」

ある者は次のように言った。

「四波羅夷、十三事を除いて、残りが皆雑砕戒です」

ある者は次のように言った。

「四波羅夷、十三事、二不定法を除いて、残りが皆雑砕戒です」

ある者は次のように言った。

「四波羅夷、十三事、二不定法、三十事を除いて残りが皆雑砕戒です」

ある者は次のように言った。

「四波羅夷、乃至九十事を除いて残りが皆雑砕戒です」

その時、大迦葉は比丘たちに告げた。

「長老たちよ、今衆人のおっしゃることは各々定まっておりません。何が雑砕戒なのかわかりません。(世尊は) 自らは今はすでに去られてしまいましたので、ともに制定すべきでしょう。もし仏が先に制しなされていなければ、今制すべきではありません。仏が先に制しなされていれば、しりぞけるべきではありません。仏が制しなされたものに随って学ぶべきです」(大正22, p.967 b)

【資料7】【資料8】は議論の内容、結論ともに同様である。共に律の構成を述べて小々戒の

議論とし、仏の定めたものとし、これを改編しないことを述べている。また、両方とも『涅槃経』からの引用があるが、その箇所も同様で、ブッダがアーナンダに小々戒を廃棄しても良い旨を述べたとする箇所である。

【資料９】

Ākaṅkhamāno Ānanda saṃgho mam' accayena khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni samūhantu. (*DN.* II p.154)

アーナンダよ私がいなくなった後、サンガが望むなら、小々戒は廃棄してもよい。

以上はパーリ『涅槃経』の記述であるが、ブッダもアーナンダもこの件に関してこれ以上は何も述べていない㉕。その点は『遊行経』も同様である。

【資料10】

阿難。自今日始。聽諸比丘捨小小戒。(大正 1, p.26a-b)

以上の【資料９】【資料10】はそれぞれパーリ律第一結集【資料７】、『四分律』第一結集【資料８】に引用されることになるが、やはり引用の形態が異なっている。パーリ律第一結集はパーリ『涅槃経』の原文をそのまま引用しているが㉖、『四分律』第一結集は『遊行経』の内容を解釈して阿難に仏般涅槃時の自らの状況を述べさせるという手法を取る。また『遊行経』において「小小戒」と述べられているものが「雑砕戒」に訳語が変わっていることは注目できる。漢訳律の中で「雑砕戒」という訳語は『四分律』第一結集のみに見える語ではない。この語は同じ『四分律』の中にも見られる㉗。

【資料11】

爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時有衆多比丘。共集在一處。誦正法誦毘尼。時六群比丘自相謂言。此比丘等集在一處。誦正法誦毘尼。彼諸比丘誦律通利必當數數舉我罪。我今寧可往語彼比丘。長老何用此雜碎戒為。若欲誦者。當誦四事。若必欲誦者。當誦四事十三事。餘者不應誦。何以故。汝等若誦者。使人懷疑憂惱。時六群比丘。便往語彼比丘言。長老何用誦此雜碎戒為。若欲誦者。當誦四事。若必欲誦者。當誦四事十三事。餘者不應誦。何以故。説是戒時。令人懷疑憂惱。餘比丘即觀察。此六群比丘欲滅法故作是語耳。時諸比丘聞。其中有少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者。嫌責六群比丘言。云何汝等。欲滅法故作如是語耶。爾時諸比丘往世尊所。頭面禮足在一面坐。以此因緣具白世尊。世尊爾時以此因緣集比丘僧。呵責六群比丘言。汝所為非。非威儀非沙門法非淨行非隨順行。所不應為。云何汝等。欲滅法故作如是語耶。世尊以無數方便呵責六群比丘已告諸比丘。此癡人多種有漏處最初犯戒。自今已去與比丘結戒。集十句義乃至正法久住。欲説戒者當如是説。若比丘説戒時作是語。大德。何用説是雜碎戒為説是戒時令人惱愧懷疑。輕呵戒。故波逸提。

比丘義如上。彼比丘。若自説戒時。若他説時。若誦時。作如是語。長老。何用誦此雑碎戒為。若欲誦者。當誦四事。若必誦者。當誦四事十三事。何以故。若誦是戒時。令人懐疑惱愧。説而了了者波逸提。不了了者突吉羅。毀呰毘尼者波逸提。毀呰阿毘曇者突吉羅。及餘契經毀呰者突吉羅。比丘尼波逸提。式叉摩那沙彌沙彌尼突吉羅。是謂為犯。不犯者。若語言。先誦阿毘曇然後誦律。先誦餘契經然後誦律。若有病者須差然後誦律。當勤求方便。於佛法中成四沙門果。然後當誦律。不欲滅法故作是語。或戯笑語或疾疾語或夢中語或獨語。欲説此乃錯説彼無犯。無犯者。最初未制戒。癡狂心亂痛惱所纏（大正22，pp. 685c-686a）

上記の資料では、六群比丘が雑砕戒を四事（四波羅夷）と十三事（十三僧残）以外の戒の事だと述べ、それを誦するべきではないと述べる。世尊は六群比丘を叱り、四事、十三事以外を雑砕戒とそしることは、戒を軽視するが故に波逸提であるという。つまり、『四分律』において、六群比丘の見解とはいえ、四波羅夷と十三僧残は重罪で、それ以外を雑砕戒と称する軽罪と見なされ得たことが示されている。【資料８】で示された雑砕戒の議論は、四波羅夷以外がすべて雑砕戒になるという見解も出されるため、同じ『四分律』中にあっても結集記事で示される雑砕戒とは概念に相違があると考えられる。無論、【資料８】の方では何が雑砕戒であるかの結論は出ず、【資料11】では雑砕戒とそしった者は罪とされる訳であるから、いずれにしても律の立場として雑砕戒を認めていなかったことに疑いない。

雑砕戒という訳語自体は『四分律』のみに見られるものではなく、『五分律』、『十誦律』、『摩訶僧祇律』で、同じく毀毘尼戒で使用されている。また、『摩訶僧祇律』では四事・十三事を除いた残りが雑砕戒と見なされている。尚、各結集記事では雑砕戒が使用されるのは『四分律』のみである。『五分律』では「小小戒」、『十誦律』では「微細戒」、『摩訶僧祇律』では「細微戒」となっている。それぞれ、律に見られる雑砕戒とは一線を画している。つまり各律の漢訳者は訳し分けをすることによって、『涅槃経』を基礎にした「小々戒」と毀毘尼戒の「雑砕戒」とを差別化するが、『四分律』は『遊行経』の「小小戒」を採用せず、雑砕戒に訳語を統一している。

以上から、【資料8】と【資料11】の相違はその際に出来た齟齬だと考えられる。

V　阿難の罪

律が記す第一結集記事において、小々戒廃棄問題とアーナンダの罪に対する詰問は、アーナンダの罪の一つにブッダに小々戒が何であるかを尋ねていなかった旨が挙げられていることもあって、常に同一記事内で説かれている。『四分律』第一結集における阿難の罪は以下の通りである。

1．女人を出家させたこと[28]
2．世尊に三度請わせて供養人になる[29]
3．仏の僧伽梨を踏んで縫う
4．世尊に一劫の住世を請わなかった
5．世尊に水を求められて与えず[30]
6．雑砕戒が何であるかを問わず
7．女人に仏の足を汚させた

『四分律』第一結集では以上の七つが阿難の罪として挙げられている。これらは他律と比較すると、一致するもの、一致しないもの、部分的に一致するもの等出入りが激しい。パーリ律第一結集にはアーナンダの罪は五つしか挙げられていない。恐らく、アーナンダの罪という枠組みは、歴史的事実というより、結集記事には必要要素であり、その内容は他文献からの引用を用いたりして、各部派が任意で記したものもあると考えられる。特に上記2．は『四分律』第一結集にのみ見られる記述である。『遊行経』では、仏の般涅槃直前に涙する阿難に対して、仏が「給仕弟子」としての阿難を讃歎する記述が見られるが[31]、罪に関する記述は見られない。この『遊行経』に対応する記述は中阿含の『侍者経』に見られる[32]。この経には仏が侍者を求めた際、阿難を指名し、目連によって伝えられるが、阿難は辞退する。引き受ける条件として、阿難の「三願」[33]を仏が許すならば侍者となるという。これが直接源泉資料になり得るかは明確ではないが、法蔵部所伝の経蔵に2．を裏付ける記述が存在したと考えられる。

また、4．5．ではやはり『遊行経』からの引用が見られる。4．はパーリ律第一結集においてもアーナンダの罪とされ、やはりパーリ『涅槃経』からの引用が認められる[34]。『四分律』第一結集の4．の原文は以下の通りである。

【資料12】

迦葉復言。世尊欲取涅槃三反告汝。汝不請世尊住世若一劫若過一劫令無數人得利益慈愍世間諸天人民令得安樂。汝得突吉羅罪。今應懺悔。阿難答言。大德迦葉。非我故作。魔在我心。令我不請佛住世。我於此中不自見有罪。信大德故。今當懺悔。(大正22，p.967c)

迦葉はまた言った。

「世尊は涅槃を取ろうとお思いになり、三度あなたに告げました。あなたは世尊に一劫あるいは一劫を超えて、無数の人に利益を得させ、世間を慈しみ、哀れみ天の人民たちに安楽を得させることを請いませんでした。あなたは突吉羅罪を得て、今懺悔すべきです」

阿難は答えた。

「大徳迦葉よ、私は故意にしたのではありません。魔が私の心におり、私に仏に住世にとどまってもらうように請わせなかったのです。私はこのことにおいて自らに罪があるとは思いませんが、

大徳に信をおくが故に今懺悔しましょう」

【資料12】が示す『遊行経』の記述は以下の通りである。

【資料13】

佛告阿難。諸有修四神足。多修習行。常念不忘。在意所欲。可得不死一劫有餘。阿難。佛四神足已多修行。專念不忘。在意所欲。如來可止一劫有餘。為世除冥。多所饒益。天人獲安。爾時。阿難默然不對。如是再三。又亦默然。是時阿難為魔所蔽。曚曚不悟。佛三現相而不知請。

(大正1，p.15b)

【資料13】の『遊行経』の内容は、パーリ『涅槃経』とほぼ同様である。【資料12】は内容は概ねパーリ律第一結集に相当するが、パーリ律のように『涅槃経』原文をそのまま引用するのではなく、『遊行経』の内容を要約した形で引用している。

VI　まとめ

以上、『四分律』第一結集の問題点を考察した。以下にまとめる。

①『四分律』第一結集と『遊行経』の関係は、パーリ語資料同様、一連の文献を切り離したというものではなく、『四分律』第一結集が『遊行経』を引用するというものである。しかし、その引用の手法はパーリ律第一結集とは異なったものである。

②結集記事は時間が設定されていることが特徴の一つであるが、①で示したように各『涅槃経』の引用方法が異なることによって、『四分律』第一結集とパーリ律第一結集の時間はブッダ般涅槃直後であることは言えるものの、正確には同一ではない。『四分律』第一結集に比べると、パーリ律第一結集の設定時間は曖昧になっている。

③『四分律』第一結集は『遊行経』を引用する際、内容を要約したり、固有名を一般化する傾向を持つ[35]。

④通常『涅槃経』に記される小々戒の廃棄について、『遊行経』では小小戒と訳されたものを、『四分律』第一結集は雑砕戒に変えている。雑砕戒という訳語は『四分律』に限らず、他律においても使用され、律は容認しないものの、四波羅夷、十三僧残を指す。よって、小々戒廃棄の議論に他律は雑砕戒という訳語を使用していない。しかし、『四分律』第一結集はそれを使用したため、十三僧残も雑砕戒の議論に入れてしまうという齟齬を生み出している。

⑤阿難の罪は小々戒廃棄問題と同時に説かれることもあって、内容は異同箇所はあれども、諸律概ね一致するところである。『四分律』第一結集は他律にない「世尊に三度請わせて供養人になる」という阿難の罪を記している。源泉資料が明確ではないが、恐らく法蔵部には相当記

事が存在したと考えられる。

上記①～⑤で示されることは、結集記事は、ブッダが説いたという規制及び、第一結集時にまとめられたという規制から外れているため、例えばブッダ般涅槃直後という時間設定等、崩すことのできない核の部分を踏まえていれば、記事内容は各部派の任意であったと考えられる。このことは第一結集にて集められたと記されている経、律等が各結集記事によって異なっていることにも示されていると考えられる。

結集記事が形成されるに当たって、典拠になる引用文献は『四分律』を伝えた法蔵部の場合、現存するものと大部分が対応する。このことは第一結集に限らず、第二結集にも同様のことが言える。第二結集記事は、十事の否定に際して、根拠となる律の記述とその位置を詳細に記している。第一結集の場合、現存する『涅槃経』の中で部派の明確なもので、結集記事との比較が可能なものはパーリ上座部と法蔵部のみであるが[36]、第二結集の場合は、記事に該当する律はすべて現存するので、大いに検討の余地を残している。今後の課題としたい。

註

① この結集研究史に関しては、拙稿［2002］「*Mahāparinibbānasuttanta* と第一結集」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第24集に詳述した。

② 古くは、L.Finot［1932］*Mahāparinibbānasuttanta* and Cullavagga IHQ vol.VII は、パーリ『涅槃経』と五百結集の一連性及び史実性を認めている。また、諸律の結集記事内容不整合については、部分的な記事の脱落か、あるいは後世の付加とみられるかが見解が分かれる。E.Frauwallner［1956］*The Earliest Vinaya and the beginnings of Buddhist Literature* は、すべての部派の律は共通の犍度部を持ち、下地に仏伝があり、それらが独立して単独の経典になったという。よってパーリ『涅槃経』も犍度部から独立して長部経典に入ったという。この Frauwallner の説に関しては様々な見解がだされており、金倉圓照［1961］『印度中世精神史』中、佐藤密雄［1963］『原始佛教教団の研究』は批判的な見解を述べている。最近、An, Yang-Gyu［2001］The Date of the Origin of the *Mahāparinibbāna-suttanta*『佛教研究』第30号では、結集研究史を再検討し、パーリ『涅槃経』と五百結集ではパーリ『涅槃経』の方が古い記事だと述べている。筆者も同様の見解を持つ。加えて、パーリ『涅槃経』と五百結集との間に文献として連続性を見いだすことは困難であると考える。(拙稿［2000］「パーリ『涅槃経』と第一結集の関係」『印度学仏教学研究』49-1、「*Mahāparinibbānasuttanta* と第一結集」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』24　前掲)

③ 拙稿前出論文参照。尚、パーリ長部経典の註釈書からも『涅槃経』と第一結集の一連性は見当たらない。*Sumaṅgalavilāsinī* I pp.1-15

④ この部分が歴史的事実ではないとする見解もある。増谷文雄［1962］『アーガマ資料による仏伝の研究』『四分律』第一結集では、「三蔵」が集められたという。また*Sumaṅgalavilāsinī* I pp.1-15では、律本文にも *Samantapāsādikā* にも見られない論蔵の結集に関しても言及している。

⑤ 『四分律』の訳者については西村実則［1992］「『四分律』・コータン・仏陀耶舎」『印度学佛教学研究』第40巻２号で、過去の研究成果とともに検討され、『四分律』の原語はガンダーリーと深い関係があると結論付けられている。

⑥ 大正22，pp.966c-968c

⑦ パーリ律ではそれぞれマハーカッサパ、アーナンダ、ウパーリである。『四分律』も同様である。尚、塚本啓祥［1966］『初期仏教教団史の研究』pp.182-188では法合誦者、律合誦者及び合誦された内容が表にまとめられている。

⑧ 同様の問題がパーリ文献にも見られる。例えばパーリ律第一結集には、結集時に『梵網経』『沙門果経』を初めとする長部経典が集められたとされている。しかし、それをそのまま受け取るとするならば、長部経典第十六経に配されるパーリ『涅槃経』もここで集められたことになる。これに対して『四分律』第一結集において法を集めた箇所は以下の様に記されている。

「『梵動経』はどこで説かれたのですか。『増一』はどこで説かれたのですか。『増十』はどこで説かれたのですか。『世界成敗経』はどこで説かれたのですか。『僧祇陀経』はどこで説かれたのですか。『大因縁経』はどこで説かれたのですか。『天帝釋問経』はどこで説かれたのですか」

阿難は皆答えた。以上のように『長阿含』を説いた。彼はすべての長い経を集めて『長阿含』とした。すべての中経を『中阿含』とした。一事から十事に至り、十事から十一事に至り『増一』とした。比丘、比丘尼、優婆塞、優婆私、天たちをまじえ、帝釋をまじえ、魔をまじえ、梵王をまじえて、集めて『雑阿含』とした。以上のように『生経』、『本経』、『善因縁経』、『方等経』、『未曾有経』、『譬喩経』、『優婆提舎経』、『句義経』、『法句経』、『波羅延』、『雑難経』、『聖偈経』と集めて『雑蔵』とした。有難、無難、繋相應作處を集めて『阿毘曇蔵』とした。その時に集めて三蔵とした。（大正22，p.968b）

以上に記された中で、『梵動経』『増一経』は現存の長阿含経二十二巻中にもそのままの経名で見ることができる。その他『増十』『世界成敗経』『僧祇陀経』『天帝釋問経』は現存長阿含経中には同名の経典は見えない。『大因縁経』は長阿含経第一の『大本経』の異訳語であろうか。この中に法蔵部の『涅槃経』となる『遊行経』が入っていたか否かは断定する材料がないが、やはり入っていたと見るべきであろう。

⑨ この点は第一結集に限らず、第二結集でも同様のことが言える。

⑩ *VINAYA PIṬAKAṂ* vol.II（PTS）pp.284-292

⑪ この箇所はパーリ律第一結集にのみ記されている。

⑫ この箇所は『遊行経』からの引用と見ることができ、『四分律』第一結集の時間設定を決定している。

⑬ スバッダの暴言がマハーカッサパに結集を決意させたという点に関しては諸本一致して伝えるところである。

⑭ パーリ律第一結集ではマハーカッサパがアーナンダを結集に参加させることに反対する記述はないが、『四分律』第一結集においては大迦葉は阿難を参加させることを強行に反対する。（大正22，p.966c）他にも『五分律』（大正22，p190c）、『十誦律』（大正23，p.447b）、『摩訶僧祇律』（大正22，p491a）でも迦葉が自ら阿難の結集参加に反対している。第一結集記事におけるマハーカッサパとアーナンダの関係は、平川彰［1981］「仏滅後の教団における阿難の位置」『佛教研究』10に詳しい。

⑮ この部分もパーリ律第一結集と『四分律』第一結集では内容が大きく異なる。アーナンダは阿羅漢になって結集に参加できるようになるのは諸本一致して伝えるところであるが、阿羅漢になるまでの過程に関しては諸本創意工夫がなされた感がある。

⑯ この部分は結集記事においては極めて重要な要素となっている。『四分律』以外には『パーリ律』と『五分律』が伝えている。『パーリ律』ではプラーナは結集の決議を拒否する。しかし、『四分律』第一結集では内容が異なっており、富羅那は結集の決議を大筋では認めている。ただ、食に関する八事に関して異論を発するにとどまっている。しかも大迦葉に再反論され、結集記事

はそこで終了するため、富羅那が最終的にどのような態度に出たのかは不明である。しかし、『五分律』では、八事ではなく七條になっているものの「我忍餘事於此七條不能行之」(大正22, p. 192a) と述べ、やはりこの点に関しては結集決議を拒否している。パーリ律第一結集と『四分律』第一結集の間をとったような記述である。

⑰ パーリ『涅槃経』の対応箇所は以下の通りである。

tena kho pana samayena āyasmā Mahā Kassapo Pāvāya Kusināraṃ addhāna-magga-paṭipanno hoti mahatā bhikkhu-saṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhu-satehi. Atha kho āyasmā Mahā Kassapo maggā okkamma aññatarasmiṃ rukkhamūle nisīdi.

Tena kho pana samayena aññataro ājīvako Kusinārāya mandārava-pupphaṃ gahetvā Pāvaṃ addhāna-magga-paṭipanno hoti.

Addasā kho āyasmā Mahā-Kassapo ājīvakaṃ dūrato 'va āgacchantaṃ. Disvā tam ājīvakaṃ etad avoca:

(*DN*. II p.162)

そのとき尊者マハーカッサパは五百人の大比丘衆と共にパーヴァーよりクシナーラーに向かう旅路にいた。そのとき尊者マハーカッサパは道より入ってある木の根に座った。

その時、あるアージーヴァカ教徒がクシナーラよりマンダーラヴァの花をもって、パーヴァーに向かう旅路にいた。

尊者マハーカッサパは、そのアージーヴァカ教徒が遠くより来るのを見た。そのアージーヴァカ教徒を見て、次のように言った。

パーリ『涅槃経』ではこの部分はナレーションとして用いられている。

⑱ このような場面は通常は『涅槃経』に記されている。パーリ『涅槃経』、『遊行経』ともにブッダの般涅槃後の記述は、火葬、舎利八分、仏塔建立に関する過程が描かれており、結集に関しては触れられていない。『四分律』第一結集で引用されるのは、結集記事に関係する「スバッダの暴言」「阿難の罪」の箇所のみである。しかし、『十誦律』では、上記に関する記述もなされている。

⑲ 『遊行経』はブッダの遺体のことを「身」と訳し、『四分律』第一結集は「舎利」と訳している。このことは、訳者が原語 sarīra に相当する語を意識的に訳し分けたのか否かは不明であるが、『遊行経』はブッダの遺体を「身」とも「舎利」とも訳している。

⑳ この後、結集の場面に入った時、大迦葉から阿難が罪を詰問される場面で、阿難はこれと同様の言い訳をする。

㉑ この記述は、通常結集記事においては「アーナンダの罪」の部分に記載される。『涅槃経』類でこれを記載するのは『般泥洹経』(『失訳』大正1, p.189c)『大般涅槃経』(『法顕訳』大正1, p.207 a) である。『法顕訳』の記述は『遊行経』のものと非常に類似する。しかし、『法顕訳』の最後一行の結集記事には「アーナンダの罪」そのものが記されていない。尚、パーリ律第一結集には、やはり「アーナンダの罪」として記載されているが、パーリ『涅槃経』には見えない。

㉒ 『遊行経』『四分律』の漢訳者は、同一文を使用するなど、翻訳に関しては、原文に忠実な姿勢を示している。よって、漢訳者が作為的に『四分律』第一結集の『遊行経』引用部分の内容を簡略したり、増補したとは考えにくい。原文の段階からすでに内容の要約があったと見るべきである。

㉓ 例えば、上記パーリ律第一結集の 9. チャンナについては『五分律』に見られるのみであるし、10. ウデーナ王の庭園はパーリ律にしか見られない。

㉔ このブッダの言葉の引用した箇所の原文は以下の通りである。

atha kho āyasmā Ānando there bhikkhū etad avoca: bhagavā maṃ bhante parinibbānakāle

evam āha: ākaṃkhamāno Ānanda saṃgho mam' accayena khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni samūhaneyyā 'ti.
(*Vinaya.* II p.287)

㉕ この一文は *Milindapañhā* にも引用されている。(p.142) しかし、他のパーリ資料には見られない。『涅槃経』の独自の記事と言える。

㉖ 註㉔パーリ律第一結集原文参照。

㉗ 九十單提法第七十二、『パーリ律』では、波逸提法七十二、毀毘尼戒も同様の記述である。(*Vinaya.* IV p. 143) また、雑砕戒及び小々戒に関する研究は、龍口明生 [1989]「『摩訶僧祇律』の特徴—小小戒をめぐって—」『龍谷大学論集』434・435合併号に詳論されている。ここで龍口氏は、パーリ律に見られる小々戒という語 (khuddānukhuddakāni) を、律編纂者自身は使用を避けていると指摘されている。

㉘ 阿難が女人の出家を仏に求める場面は、『四分律』「比丘尼犍度」十七に記載されている。(大正22, pp. 922c-923a)

㉙ この部分は『四分律』第一結集にのみ記されている。他律では罪としては数えられていない。

㉚ これはパーリ律第一結集では罪には数えられてはいない。しかし、パーリ『涅槃経』には対応箇所が第四章部分に記されている。また、『四分律』第一結集の対応箇所は『遊行経』に記されている。(大正1, pp.19c-20a) 内容は、法蔵部は阿難が仏に水を与えなかったため、『遊行経』では鬼神が仏に水を与えたことになっている。パーリ上座部と法蔵部の間で相違が見られる。

㉛ 大正 1, p.25c

㉜ 大正 1, pp.471c-475a

㉝ 三願とは、仏の新故衣を著けないこと、別請の仏食を食べないこと、非時に仏を見ないことの三つである。

㉞ パーリ律第一結集におけるアーナンダの罪は以下の通りである。

1．ブッダに小々戒は何であるかを尋ねなかったこと。2．ブッダの雨の時の外衣を踏んで、縫ったこと。3．女人にブッダのサリーラ（舎利）を礼拝させたために、涙で汚れてしまったこと。4．ブッダに一劫の存続を請わなかったこと。5．女人を出家させたこと。

4．のアーナンダがブッダに一劫の延命を請わなかったことは、パーリ『涅槃経』の原文は以下の通りである。

Tasmāt ih' Ānanda tuyh' ev' etaṃ dukkataṃ, tuyh' ev' etaṃ aparaddhaṃ, yaṃ tvaṃ Tathāgatena evaṃ oḷārike nimitte kayiramāne oḷārike obhāse kayiramāne, nāsakkhi paṭivijjhituṃ, na Tathāgataṃ yāci: Tiṭṭhatu Bhagavā kappaṃ, tiṭṭhatu Sugato kappaṃ, bahujana-hitāya bahujana-sukāya lokānukampāya atthāya hitāya sukāya deva-manussānan ti. Sāce tvaṃ Ānanda Tathāgataṃ yāceyyāsi, dve va te vācā Tathāgato paṭikkhipeyya, atha tatiyakaṃ adhivāseyya. Tasmāt ih' ev' etaṃ dukkataṃ, tuyh' ev' etaṃ aparaddhaṃ.
(*DN.* II p.115)

それ故アーナンダよ、お前は如来によってこのように大いなる兆相を示され、大いなる暗示をしめされて、如来に「世尊は長い間存続してください。幸いな方は多くの人の利益、多くの人の安楽、世を憐れみ、神々、人々の利益、安楽のために存続してください」と請わなかったことはお前の罪である。これはお前の過失である。もしお前が如来に懇願したなら、如来は二度のお前の言葉をこばんだであろう。しかし三度目は受け入れたであろう。それ故、これはお前の罪である。これはお前の過失である。

このようにブッダがアーナンダに言う前に、アーナンダはマーラに心を捕らわれていて、ブッダに世に存続してもらうように要請しなかったことが記されている。

Evam pi kho āyasmā Ānando Bhagavatā oḷārike nimitte kayiramāne oḷārike obhāse kayiramāne nāsakkhi paṭivijjhituṃ, na Bhagavantaṃ yāci: 'Tiṭṭhatu bhante Bhagavā kappaṃ, tiṭṭhatu Sugato kappaṃ, tiṭṭhatu Sugato kappaṃ bahujana-hitāya bahujana-sukhāya lokānukampāya atthāya hitāya sukhāya deva-manussānan'ti, yathā taṃ Mārena pariyuṭṭhita-citto. (*DN*. II p.103)

このように尊者アーナンダは、世尊に大いなる兆相を示され、大いなる暗示をしめされて、理解できなかったために、世尊に「世尊は長い間存続してください。幸いな方は多くの人の利益、多くの人の安楽、世を憐れみ、神々、人々の利益、安楽のために存続してください」と請わなかった。マーラに心が捕らわれていたためである。

このパーリ『涅槃経』の記述に対してパーリ第一結集は、上記の記述を踏まえながら、マハーカッサパにアーナンダを叱責させている。

idaṃ pi te āvuso Ānanda dukkataṃ yaṃ tvaṃ bhagavatā evaṃ oḷārike nimitte kayiramāne oḷārike obhāse kayiramāne, nāsakkhi paṭivijjhituṃ, na bhagavantaṃ yāci: Tiṭṭhatu Bhagavā kappaṃ, tiṭṭhatu Sugato kappaṃ, bahujana-hitqya bahujana-sukāya lokānukampāya atthāya hitāya sukāya deva-manussānan ti. desehi taṃ dukkaṭan ti. (*Vinaya.* II p. 289)

友、アーナンダよ、あなたは世尊によってこのように大いなる兆相を示され、大いなる暗示を示されて、世尊に「世尊は長い間存続してください。幸いな方は多くの人の利益、多くの人の安楽、世を憐れみ、神々、人々の利益、安楽のために存続してください」と請わなかったことはあなたの罪である。それをドゥッカタと懺悔しなさい。

この叱責に対するアーナンダの「言い訳」として、「マーラに心を捕らわれていた」としている。

ahaṃ kho bhante Mārena pariyuṭṭhitacitto na bhagavantaṃ yāciṃ: Tiṭṭhatu Bhagavā … devamanussānan ti. nāhan taṃ dukkaṭaṃ passāmi, api cāyasmantānaṃ saddhāya desemi taṃ dukkaṭan ti. (*Vinaya.* II p.289)

尊者よ、私はマーラに心を捕らわれれていて、『世尊は…』と世尊に乞いませんでした。私はそれをドゥッカタとは知りませんでした。しかし、尊者たちに信をおいて、それをドゥッカタと懺悔します。

㉟ パーリ律第一結集はパーリ『涅槃経』の文をそのまま引用する。

㊱ 根本有部律は『涅槃経』部分から律に記載されており、Frauwallner の説と関連させた別の検討が必要であるので今は議論の対象としない。

本稿は2002年度龍谷仏教学会学術研究発表会（2003年１月20日）において口頭発表したものに加筆修正したものである。